

令和 8 年和光市農業委員会 3 月総会会議録

和光市農業委員会

令和 8 年和光市農業委員会 3 月総会日程

令和 8 年 3 月 2 5 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 4 番 本多 修委員 5 番 成田真理子委員

日程第 4 提出議案 議案第 2 2 号 農業委員会職員の任免について
議案第 2 3 号 農地法第 3 条許可申請について
議案第 2 4 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 2 5 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 2 6 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 2 7 号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の
決定について

日程第 5 協議事項 ①令和 8 年和光市農業委員会 4 月総会の日程について
②令和 8 年度市民まつり実行委員の選出について

日程第 6 諸報告 ①会長専決について
②農業委員の活動報告について
③農家だよりについて
④都市農業振興計画中間見直しについて

日程第 7 閉 会 午前 1 1 時 0 8 分

出席委員（１０名）

１番	新 坂 篤 司 君	２番	富 岡 和 樹 君
４番	本 多 修 君	５番	成 田 真理子 君
６番	小 寺 淳 一 君	７番	吉 田 成 実 君
８番	田 中 和 巳 君	９番	富 澤 孝 子 君
１０番	井 口 俊 彦 君	１１番	浪 間 兼 三 君

欠席委員（１名）

３番	富 岡 浩 之 君
----	-----------

開会 午前10時00分

◎開会

◎開議

○事務局長（高橋）委員の皆様、おはようございます。本日は富岡浩之委員から欠席の連絡を受けております。ただいまから令和8年和光市農業委員会3月総会を開会いたします。それでは会長お願いいたします。

○新坂会長 皆さん、おはようございます。

皆様いかがお過ごしでしょうか。本日もスムーズな議事運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和8年和光市農業委員会3月総会を始めます。

出席委員は11人中10人で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。

◎議事録署名委員の指名

○新坂議長 初めに、議事録署名委員ですが、4番、本多委員、5番、成田委員を指名します。

◎提出議案

議案第22号 農業委員会職員の任免について

○新坂議長 それでは、議事に移ります。

議案第22号 農業委員会職員の任免について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（今野） 議案第22号 農業委員会職員の任免について。

議案書1ページ、お配りしました資料をご覧ください。

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、以下のとおり同意を求めます。

農業委員会事務局職員を解く。内藤 篤。

農業委員会事務局職員を命ずる。高橋優樹。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

農業委員会職員の任免についてですが、ご意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、この議案に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この議案は同意されました。

では、新任の高橋優樹さんにご挨拶をいただきます。事務局は案内をお願いします。

(職員入室)

○新坂議長 それでは、高橋さん、よろしくお願いします。

○生活支援課(高橋) このたび、産業支援課農業振興担当主査兼農業委員会事務局の統括主査を拝命しました高橋と申します。私は令和4年3月まで、こちらの農業委員会事務局で約7年半にわたってお世話になりまして、今回内藤統括が退職されるということで、こちらでまたお世話になることになりました。

今年度は1階の生活支援課という部署で生活保護の担当をさせていただいておりまして、その前の3年間は、朝霞和光資源循環組合で朝霞市と共同のごみ処理施設建設の計画の仕事に携わらせていただきました。いろいろ当時のことも思い起こしながら、また4月から内藤統括の後任としていろいろ頑張っていきたいと思っております。

これからの和光市の農業や農家の皆さんがどんな支援が必要かということも考えながら、農業委員会事務局業務を推進していけたらと思っておりますので、4月からどうぞよろしくお願いいたします。

○新坂議長 ありがとうございます。4月からよろしくお願いします。

(職員退室)

◎提出議案

議案第23号 農地法第3条許可申請について

○新坂議長 続きまして、議案第23号 農地法第3条許可申請についてですが、和光市農業委員会会議規則第10条に、農業委員会の委員は自己または同居の親族またはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとありますので、議案第23号につきましては、私は審議が終了するまで退席いたします。

代わりに、浪間代理に議事進行をお願いいたします。

(新坂会長退室)

○浪間代理 それでは、議事進行を議長から代わります。

早速ですが、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（今野） それでは、議案書の２ページから４ページをご覧ください。

議案第23号 農地法第３条許可申請について。

譲受人住所、和光市白子二丁目**番**号、A。譲渡人所在地、和光市南一丁目**番**号、和光市越後山土地区画整理組合。譲受人の経営状況、耕作地6,500平方メートル。対象地の土地表示、南一丁目**番**号。登記簿、雑種地、現況、畑、面積380平方メートル。目的は、農地拡大のためとなっています。

なお、農地を農地のまま耕作する目的で権利の設定や移転を受ける場合、農業委員会の許可が必要となります。農地法第３条の許可申請については、市町村農業委員会が許可権者となっていますので、農業委員会の判断が最終的な決定となります。

本案件は、和光市越後山土地区画整理組合が所有している農地を和光市内農家のAさんに譲り渡すための申請です。

許可要件との整合性についてですが、まず譲受人が貸し付けている農地を除いて、全ての農地を効果的に利用しているかにつきましては、Aさんが耕作している農地を富澤委員にご確認をいただいております。

写真資料の１から９をご覧ください。

１番が申請地、２から９番の写真が耕作地となります。

農機具の保有状況としましては、トラクター１台、テーラ１台、作切１台、噴霧器３台、トラック２台を保有しております。

農業の技術面につきましては、Aさんご自身が農業従事歴50年、子のBさんが22年、子の妻のCさんが10年となっております。

労働力としましては、Aさんは年間従事日数300日、子のBさんが300日、子の妻のCさんが180日従事しています。譲受人及び世帯員が常時農業に従事することが可能かという常時従事要件については、世帯として年間150日以上従事することとなっているため、要件は満たしております。

最後に、地域との調和要件ですが、周辺農地の効率的、総合的な利用に支障は無い見込みです。以上の点を踏まえまして農地法第３条の許可要件を満たしているか、ご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○浪間議長 ありがとうございます。

この件について、富澤委員が現地確認をされましたので、ご報告をお願いいたします。

○富澤委員 こちらの畑ですけれども、和光市南一丁目にあります。とてもきれいに作付してあり、草等も生えてなく、Aさん、Bさんと一緒に農家を一生懸命やっている方なので、特に問題は無いと思います。

あと、新倉二丁目のほうに柿畑があります。写真を見ていただくと分かりますけれども、多少草は生えていましたが、刈ったものをまたそれを肥料とするので、特に問題無いと思います。

以上です。

○浪間議長 ありがとうございます。

この議案につきましてご意見、ご質問等がありましたらよろしくお願いします。
よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○浪間議長 それでは、採決に移ります。

議案第23号につきまして、許可ということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○浪間議長 全員賛成。よって、この議案は承認いたします。

それでは、審議が終わりましたので、新坂会長に入室していただいでください。

(新坂会長入室)

○新坂議長 では、議事進行を浪間代理から代わります。

◎提出議案

議案第24号 農地法第4条の許可申請について

○新坂議長 続きまして、議案第24号 農地法第4条許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（大久保） 議案第24号 農地法第4条許可申請について。

議案書の5ページから9ページ及び写真資料の10番をご覧ください。

申請者、和光市下新倉三丁目**番**号、D。土地表示、下新倉六丁目**番。登記地目、田、現況、田、面積998平方メートル。用途、駐車場。事由、相続により引き継いだ農地を勤めに出ており管理することが難しいと感じていたところ、駐車場として使用希望があり、転用を検討している。

本案件は、市街化調整区域内の農地を権利の設定をする者の資金で農地以外のものに転用するための申請です。委員の皆様には事前に申請地の確認をお願いいたしましたが、本日配付の写真資料10番に申請地の写真を掲載しておりますので、参考にご覧ください。

まず、申請の経緯について説明いたします。

当該農地は、申請者、Dさんが相続したものの勤めに出ており管理するのが難しい状態となっております。そして、E社が和光北インター東部地区土地区画整理事業により既存の駐車場の立ち退きを求められており、移転できる場所を探していたところ、Dさんが相談を受け、申請者の資金で駐車場を造成・整備し、貸し出すことで合意に至り、農地転用の申請がなされました。

続いて、議案書8ページ、9ページが、申請地の土地利用計画平面図と断面図になっております。

申請地の利用計画について説明いたします。

申請地の北側には駐車場、南側には駐車場及び資材置場、西側には水路があり、水路を挟んで駐車場と資材置場があります。東側には水路があり、道路に面しており出入口となっており、隣接地に農地は無い状況です。それぞれの境界には、コンクリートブロック3から5段を設置することとなっております。

計画の資金調達につきましては、資金調達計画書、工事見積書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

次に、計画面積の妥当性ですが、申請地は998平方メートルとなっております。大型バス7台、中型バス2台、マイクロバス2台、合計11台が駐車する予定です。計画面積が妥当かご判断ください。そして、計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの運用を確約しており、影響は少ない見通しです。

農地区分についてですが、農地法施行規則第46条「宅地化の状況が第3種農地の場合における住宅等の施設が連坦した区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの」に該当し、転用可能な第2種農地と判断できます。

なお、本日は今回の申請に関して説明していただくため、申請者の代理人、F社にお越しいただいております。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

この後、参考人が入室し、転用の経緯等についてご説明をいただきますが、これまでの事

務局の説明の中で何か質問等はございますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、無いようですので、事務局、声がけをお願いします。

(参考人入室)

○新坂議長 ご紹介します。申請者、Dさんの代理人としましてF社にお越しいただきました。

本日は、お忙しいところご苦労さまです。

和光市農業委員会では、農地転用の許可申請があった場合は関係者にお越しいただき、農地転用に至った経緯や工事の概要、申請地の利用形態等について説明の上、委員からの質問に答えていただく形となっております。

なお、和光市農業委員会会議規則第8条第2項の規定により、発言される際は必ず挙手により議長の許可を受けてから発言するようにしてください。

それでは、農地転用に至った経緯及び工事の概要と申請地の利用形態についてご説明をお願いします。

○参考人（G） 改めまして、F社のGと申します。よろしくお願いいたします。

まず、農地転用に至る経緯からご説明をさせていただきます。

今回の借主でございますE社ですけれども、2020年より下新倉五丁目に土地を借りて営業をしていました。本社が寄居にあり東京の仕事が増えてきたことをきっかけに、和光市内で営業をしております。

このたび、和光北インター東部地区土地区画整理事業により使用地を退去しなければならなくなり、現在、東京の仕事が非常に順調に進行中であるため、代替地として申請地を借りることになりました。

また、申請者でございますDさんですけれども、現在の当主の方はお勤めに出ておりまして、今は畑の耕作等がなかなか難しく悩んでいる状態です。譲受人と譲渡人の双方のお困り事がここで合致し、申請となりました。

また、事前にお渡しさせていただきました平面図に転用の概要、工事内容等を明記しましたが観光大型バス、中型バス、マイクロバスの駐車をする予定でございます。基本的に砂利の駐車場でございまして、入口部分は砂利が道路にこぼれないように土間のほうで使い、道路等に影響が出ないような形となります。

また、許可後における申請地の利用形態についてですが、こちらも現在申請地の周りが左右どちらも、転用済みの土地でございまして、また、裏側も水路となっている状況から、特

に周りの畑の耕作には影響が出ないと考えております。周りの道路面につきましては、ブロックをしっかり積ませていただき、影響が出ないような形を取らせていただく予定です。

以上になります。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま参考人からご説明をいただきましたが、委員の皆様から何か質問はございますか。
質問のある方は挙手をお願いします。

9番、富澤委員。

○富澤委員 駐車場ですけれども、従業員の方の自家用車の乗入れは無いでしょうか。

○新坂議長 参考人。

○参考人（G） 日中、従業員の方がこの場所に来るまでに自家用車、乗用車で来ます。仕事中は大型バスに乗り換え、乗用車を日中は止めておく形になっています。また営業終了後、大型バスで帰り、乗用車で帰宅するので、日中は普通車が止まる形となります。

○新坂議長 富澤委員、よろしいでしょうか。

○富澤委員 はい。

○新坂議長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。

7番、吉田委員。

○吉田委員 出入りの図面がよく分かりません。全面開放型の出入りをするかと思います。

大型バスは、この写真で見ると道路のところに側溝がありますが、こういうのは大型車が乗入れても大丈夫ですか。

○新坂議長 参考人。

○参考人（G） こちらは、道路安全課と今協議をしております、基本的には側溝の耐久問題もありますので、既存のままで使う形にはなりますけれども万が一、大型バスの乗入れ等で側溝が壊れてしまうようなことがあれば、そちらは借主のほうで誠意をもって取替える等の必要があると、お話をいただいておりますので今後、実際に運用した中で必要であればそのような工事を取り入れる形になります。

○新坂議長 他に質問がある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 それでは、質問が無いようですので、質疑応答は以上となります。

本日はお忙しいところお越しいただき、ありがとうございました。

（参考人退室）

○新坂議長 ただいま参考人からご説明や説明に対する答弁をいただきましたが、委員の皆様から何か意見はございますか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、無いようですので、採決に移ります。

議案第24号につきまして、許可相当ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この議案は許可相当と意見を付すものとします。

◎提出議案

議案第25号 農地法第5条の許可申請について

議案第26号 農地法第5条の許可申請について

○新坂議長 続きまして、議案第25、26号は、関連がありますので一括して説明をお願いします。

農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（今野） 議案第25号について議案書の10から11ページをご覧ください。

当事者の住所、賃借人氏名、H社、代表取締役、I。住所、東京都足立区入谷二丁目**番**号。賃借人、J、和光市下新倉二丁目**番**号。土地表示、下新倉六丁目**番。地目、登記簿、田、現況、畑。面積958平方メートル。目的、駐車場。

本案件は、市街化調整区域内の農地を権利の設定を受ける者の資金で農地以外のものに転用するための申請です。委員の皆様には事前に申請地の確認をお願いいたしましたが、本日配付の写真資料1の11番に申請地の写真を掲載しておりますので、参考にご覧ください。

まず、申請の経緯、理由について説明いたします。

理由は、申請書の2番にあります権利を決定し、または移転しようとする理由の詳細にありますとおり、賃借人は会社勤めをしながら耕作を行っているが、耕作を続けることが困難になってきていることから、当該地を転用しての利活用を検討していました。賃借人はK社の工事を専門としており、現在使用の駐車場が土地区画整理事業により立ち退きを迫られ、代替地を探していたところ、本件土地の紹介を受け、使用条件等について双方合意に至ったため、賃借人の費用で土地を造成・整備し、使用するものとなります。

このことから、有効活用を検討していたところ、和光北インター東部土地区画整理事業により立ち退きを求められ代替地を探していたH社から相談を受け、賃借人の資金で駐車場を

造成・整備し、貸し出すことで合意に至り、農地転用の申請がなされました。

続いて、議案書13ページが申請地の土地利用計画平面図、14ページが立面図となっています。ご覧ください。

申請地の利用計画について説明いたします。

申請地は、周囲が駐車場で囲まれており、土地所有者は賃貸人である J さんであるため、周囲の影響は無いと思われます。

計画の資金調達につきましては、資金調達計画書、工事見積書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

次に、計画面積の妥当性ですが、申請地は958平方メートルとなっております。なお、10トンダンプが8台駐車する予定です。

続いて、議案第26号について、議案書の15から17ページをご覧ください。

こちら賃借人、住所、L 社、代表取締役、M。住所、板橋区成増二丁目**番**号。賃貸人、J。和光市下新倉二丁目**番**号。土地の表記、下新倉六丁目**番。地目、登記簿、田、現況、畑、面積958平方メートル。目的、駐車場・資材置場です。

本案件は、市街化調整区域内の農地を権利の設定を受ける者の資金で農地以外のものに転用するための申請となります。先ほどと同様、本日配付の写真資料1－12番に申請地の写真を掲載しておりますので、参考にご覧ください。

申請の経緯、理由については、議案第25号と同じです。このことから、有効活用を検討していたところ、和光北インター東部土地区画整理事業により立ち退きを求められ、代替地を探していた L 社から相談を受け、賃借人の資金で駐車場を造成・整備し、貸し出すことで合意に至り、農地転用の申請がなされました。

続いて、議案書18ページが申請地の土地利用計画平面図、19ページが立面図となっています。

申請地の利用計画について説明いたします。

申請地は、周囲が駐車場に囲まれており、土地所有者は賃貸人である J さんであるため、周囲の影響は無いと思われます。

計画の資金調達につきましては、資金調達計画書、工事見積書、残高証明書が提出されており、内容を確認しております。

次に、計画面積の妥当性ですが、申請地は958平方メートルとなっております。なお、3トンダンプが11台駐車する予定です。計画面積が妥当かどうかご判断ください。

なお、計画から発生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの運用を確約しており、影響は少ない見通しです。

農地の区分ですが、農地法施行規則第46条「宅地化の状況が第3種農地の場合における住宅等の施設が連坦する程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの」に該当し、転用可能な第2種農地と判断できません。

なお、本日は今回の申請に関して説明いただくために、申請者の代理人、N社にお越しただいております。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

この後、参考人が入室し、転用の経緯等についてご説明をいただきます。これまでの事務局の説明の中で皆様からご質問等はございますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、無いようですので、事務局、声がけをお願いします。

(参考人入室)

○新坂議長 ご紹介します。申請者の代理人といたしまして、N社のOさんにお越しいただきました。本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

和光市農業委員会では、農地転用の許可申請があった場合は関係者にお越しいただき、農地転用に至った経緯や工事の概要、申請地の利用形態等について説明の上、委員からの質問に答えていただく形となっております。

なお、和光市農業委員会会議規則第8条第2項の規定により、発言される際は必ず挙手により議長の許可を受けてから発言するようにしてください。

それでは、農地転用に至った経緯及び工事の概要と申請地の利用形態についてご説明をお願いします。

○参考人（O） 今回の申請は所有者が同一です。下新倉の土地を所有し、その3点のうち2筆を1筆ごとにお貸しになるので、2点の申請を一緒に説明させていただきます。まず初めに所有者のJさんは兼業で、ふだんは会社勤めをしていらっしゃいます。これまでは、お父様がいらっしゃって、一緒に耕作をされていましたが、お父さんも年齢的にきつい、ご本人も会社勤めのほうが忙しくなって一部を利活用して、できる範囲内で続けていこうということで、今回2筆について申請をされました。

まず、L社は板橋区に本社があり、和光市新倉四丁目に同じように駐車場等を借りています。そこはK社専門の工事会社で設置、点検を請負っています。借りている新倉四丁目の土地は、和光北インター東部地区は区画整理のため立ち退きの要請があり、同じようにH社も新倉三丁目に借りています。こちらの会社は本社が足立区入谷にあり、基本的に生鮮食品等を首都圏に配送されていますが、板橋区の高島平に板橋事業所があり、そこを拠点に和光市でも新倉三丁目のほうで大きいウィングとして大きいトラックで首都圏に配送するらしいです。そこが、区画整理の立ち退きを要請され思案されたそうです。

具体的に言いますと、こちらのL社、H社は新倉三丁目にあるP社を通して土地を借りていらっしやいました。P社で一生懸命場所を探して、Jさんと目的が合致し、それで今回の申請になりました。仲介がP社であるため当社が担当いたしました。

今回の転用の目的ですが、L社は、資材関係や配管を置く予定です。それ以外は、例えば掘削から発生した砂利、アスファルト等は一切持ってきません。それは指定された所に置き、空にして帰るとのことです。K社の管理があるので、止めるのはダンプと配管とします。

もう一つ、H社は高島平の市場からチルド食品をウィング車で専用のトラックで運び、ここは駐車場とします。現地は雨水の影響もありますので、水はけを考えて砂利を敷いています。

入口だけはアスファルト舗装、これは道路安全課から砂利等が表に出てこないよう、アスファルト舗装をするよう、説明を受けております。工事費用は重機、作業員の費用を考慮しL社とH社お互いで折半しての負担となります。ご不明な点等がありましたら、質問にお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま参考人からご説明をいただきましたが、委員の皆様から何か質問はございますか。質問のある方は挙手をお願いします。

10番、井口委員。

○井口委員 高さ2メートルの鋼板フェンスで覆うように計画をされているようですが、外から中が見えているような構造でしょうか、網目状に。

○参考人（O） 入り口とかは見えるかもしれませんが、周りは鋼板の予定ですので、中は見づらく、ぱっと視認できるわけではないと思います。

○新坂議長 10番、井口委員。

○井口委員 制限は何メートルありますか。

○新坂議長 高さに関しては、制限というのは無い。和光市農業委員会では、鋼板を設置する場合、現地に農地がある場合は、鋼板ではなくてメッシュフェンスを推奨しています。夏場の照り返し等で作物に影響があるためです。今回は申請者と立地農地の所有者が同一ですので、その点は、申請者も理解された上で今回の話だと思いますが、一応農業委員会としてはメッシュフェンスを推奨しているということをお伝えしていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○参考人（○） 隣地はJさんが所有され、鋼板が2メートルぐらいあると思いますが、特にそれに対して何も問題なく、耕作されているので今回、私も鋼板ということだったので、一応照り返し等の話をしましたが、ご本人は排気ガス等が来るならとおっしゃっていましたし、将来、農地に戻したとき営農も考えているので、そんなに気にしなくていいとおっしゃっていましたので、それ以上は申し上げませんでした。

○新坂議長 分かりました。ありがとうございます。

他に質問のある方はいらっしゃいますか。

4番、本多委員。

○本多委員 H社は運送会社ということで、恐らく車で乗ってきて、それを置いてトラックという形になると思いますが、L社は資材置場ということになっていますね。作業員の方もある程度の時間、待機されると思います。その方の休憩所や何かありますか、そのような計画は無いですか。

○参考人（○） 一応申請地には、そうした建物系は無理ですと話をしております。地主さんが隣にいますから、何か違反があったら即刻解約できるような契約になっているようで、地主さんが注視してくださるのかなと思っております。それはL社も理解していると思います。

○新坂議長 4番、本多委員。

○本多委員 トイレとか飲み水とか、そういうのは大丈夫ですか。

○参考人（○） 予定はございません。

○本多委員 作業員の方は大丈夫ですか。どこか使えるところはありますか。

○参考人（○） 今の段階では無いとしか言えないと思います。

○本多委員 分かりました。ありがとうございます。

○新坂議長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 それでは、質問が無いようですので、質疑応答は以上となります。

本日はお忙しいところお越しいただき、ありがとうございました。

(参考人退室)

○新坂議長 ただいま参考人からご説明や説明に対する答弁をいただきましたが、委員の皆様から何か意見はございますか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、採決に移ります。

議案第25号につきまして、許可相当ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この議案は許可相当と意見を付すものとします。

◎提出議案

議案第27号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について

○新坂議長 続きまして、議案第27号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定についてですが、和光市農業委員会会議規則第10条に「委員会の委員は自己または同居の親族またはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とありますので、議案第27号につきましては、Q委員は審議が終了するまで退席をお願いします。

(Q委員退室)

○新坂議長 それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局(大久保) 議案第27号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について。

議案書の20ページから28ページをご覧ください。

本案件は、市街化区域内にある生産緑地の貸借で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請となります。貸主のQさんと借主のRさんの間で4月1日から1年間、生産緑地を使用貸借することで合意に至ったことによるものです。

議案書の21ページをご覧ください。

事業計画の認定申請書となっており、借主がこの計画を市長に提出し、農業委員会の審査での決定をもって認定をするものとなります。この計画が認定されることで生産緑地の貸し借りを行うことができ、期限が到来すれば自動的に貸借が終了し、離作料の支払いを求めら

れることなく、農地が確実に貸し手に返還されることになります。

事業計画認定の要件は、3点あります。

1点目は、都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により、都市農地において耕作の事業を行うことです。

議案書22ページ目の表の、イとロの（1）をご覧ください。

サツマイモを栽培し、区内スーパー及び庭先にて販売する。サツマイモを栽培し、収穫体験を実施するとあります。農産物の生産を行うと認められることに該当していると認められ、1点目の要件を満たしていると考えられます。

2点目は、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないことです。

議案書22ページの一番下の欄をご覧ください。

①収穫後の農産物の残渣、農業資材、収穫時期を過ぎた農産物等を圃場に放置せず、除草は適切に行うとの記述があり、周辺の生活環境と調和の取れた都市農地の利用を確保できていると認められ、2点目の要件も満たしていると考えられます。

3点目は、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用しているかどうかです。申請地は、写真資料1－13番です。耕作地の利用状況につきましては、写真資料の14番から24番です。

以上、事業計画の決定についてご審議をお願いいたします。

説明は以上です。

○**新坂議長** 議案第27号、5番、成田委員に現地確認をしていただいておりますので、現地確認の報告をお願いします。

○**成田委員** 申請地につきましては、既に作付されており、適正に運用されているところを確認できました。他の所有地につきましても、適正に同じく運用されていると思われます。

以上です。

○**新坂議長** ありがとうございます。

その他の委員の皆様からご意見、ご質問等がありますか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○**新坂議長** それでは、採決に移ります。

この計画の決定に賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○新坂議長 全員賛成。よって、この計画は決定いたします。

それでは審議が終わりましたので、Q委員は入室してください。

(Q委員入室)

◎協議事項

①令和8年和光市農業委員会4月総会の日程について

○新坂議長 続きまして、協議事項に移ります。

令和8年和光市農業委員会4月総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（今野） 協議事項①令和8年和光市農業委員会4月総会の日程は、4月24日金曜日、午前10時からを提案させていただきます。場所は、3階庁議室を確保しています。

また、5月総会につきましては、5月25日月曜日、午前10時の開催を予定しており、同じく3階庁議室を確保しています。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

4月の日程ですが、4月24日金曜日、午前10時からとのことですが、皆様ご都合はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 また、5月につきましては、5月25日月曜日、午前10時から、場所は3階庁議室ということですが、こちらのご予定はいかがでしょう。

(発言する者なし)

○新坂議長 無いようですので、それでは、このような日程でお願いいたします。

◎協議事項

②その他

○新坂議長 続きまして、協議事項②その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（今野） こちらは、令和8年度市民まつり実行委員の選出についてです。

例年、農業委員会から1名を市民まつりの実行委員として選出しており、選出に当たっては、まず農産物共進会実行委員の委員として3名を選出し、その中から1名に市民まつり実行委員をお願いする形となっております。3名のうち2名は、例年、会長と代理にお願いしておりますので、もう一人をここで選出いただきます。

農産物共進会実行委員会は、通常7月、8月頃から動き始める予定ですが、市民まつり実行委員会が4月から始まり、会議へご出席いただく必要があるため、このタイミングでご協議いただくことになります。会議につきましては、月1回ほど開催されるようです。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○新坂議長 ありがとうございます。

市民まつり実行委員につきましては、令和7年度は本多委員にお願いをいたしました。

令和8年度の実行委員に立候補をしてくださる方はいらっしゃいますか。

(発言する者なし)

○新坂議長 どうでしょう、挙手が無いようですので引き続き本多委員いかがでしょうか。

○本多委員 4月の実行委員会は出席させていただきます。それ以降、また新たな新任される方には引継ぎをしたいと思います。一応行けます。よろしくお願いします。

○新坂議長 どうもありがとうございます。それでは、よろしくをお願いいたします。

◎諸報告

①会長専決について

○新坂議長 続きまして、諸報告①会長専決について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（今野） まず初めに、諸報告、会長専決2号についてお知らせいたします。今月の会長専決は、4条届出が1件、5条届出が2件となっております。

○新坂議長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆様、ご質疑等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、よろしければ、会長専決は以上とします。

◎諸報告

②農業委員の活動報告について

○新坂議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（今野） 今月の活動の共通事項については、次第の最後のページをご覧ください。

本日25日の農業委員会3月総会と議案第24、25、26号の案件で、現地確認した日をご記入ください。その他、個別に農地パトロールや現況確認をしていただいた方は、その旨ご記入

ください。説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

その他、皆さんから活動に関してご報告がある方は挙手をしてください。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、私から。

3月13日金曜日に、担い手育成総合支援協議会が開かれました。こちら浪間代理と一緒に参加をしてみました。3件の申請がありましたが、3件とも承認ということになりました。

続いて、同日3月13日に、都市農業推進協議会が開かれ、こちらは成田委員と一緒に参加をしてみました。議題としては、都市農業振興計画中間見直し、わこ産・わこ消、そして遺贈金の使い道などについて皆さんから意見をもらいました。

私からの報告は以上となります。

他に活動報告のある方がいらっしゃいましたら、お願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、委員の皆様からの報告は以上とします。

◎諸報告

③農家だよりについて

○新坂議長 続きまして、諸報告③農家だよりについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局（今野） 資料3、農家だよりをご覧ください。

内容は、令和7年度和光市都市農業推進協議会を実施しました。それから、集落支部長の皆様へのご案内です。産業振興課・農業委員会事務局職員の人事異動、埼玉県からのお知らせ、農薬危害防止運動、農薬は適正に使用しましょうとなります。

○新坂議長 ありがとうございます。

◎諸報告

④都市農業振興計画中間見直しについて

○新坂議長 続きまして、諸報告④都市農業振興計画中間見直しについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局（今野） 諸報告④については、資料2の都市農業振興計画中間見直しについて、ご

覧ください。

それでは初めに、和光市都市農業振興計画中間見直しについて、説明いたします。

ここでは内容の一部を抜粋して紹介しております。

1、中間見直しの背景と目的。

和光市の都市農業は、都市化の進展や担い手の不足等による農地の減少や遊休化など厳しい環境にあります。一方で、市民の食の安全・安心や、わこ産・わこ消や観光農園などの農への関心が高まっています。

こうした状況の中で、都市農業の安定的な継続を図るとともに、本計画はおおむね10年を見据えた和光市の都市農業振興計画として平成30年3月に策定され、進捗状況や社会情勢の変化に応じ適宜必要な見直しを行い、状況に即した計画とするとしています。策定5年をめぐりに計画の評価を行い、見直しを行うために、中間見直し検討委員会を設置し、中間見直しを実施しました。

基本目標については、1、担い手の育成と確保（人）、2、農地利用の最適化と多面的機能の発揮（農地）、3、農産物の付加価値の創造と販売力の強化（農産物）、4、農業への理解の醸成と交流の活性化（市民理解）の4項目が策定当時に設定されており、中間見直しにおいても変化なく一步一步順調に進められているところです。

施策、事業に対する評価を最終ページに記載しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、4、次回計画策定に向けての修正の方向性について。

和光市の農業者は、農地を維持するために農地の一部を生産緑地地区の指定を受けたり、相続税の納税猶予の適用を受けたりしています。この生産緑地地区の指定や相続税の納税猶予を継続するためには、原則として生涯に亘って農地を耕し、農業を続けなければならないという厳しい終身営農条件が付されています。この厳しい条件や相続のために、農地を切り売りせざるを得ない状況もあり、農地が年々減少しています。

一方で、和光市民は、アンケートの中で収穫体験を通じた交流の場や食育や自然学習の場の設定、緑や環境の保全を希望しています。農地に対する市民の期待度は大きく、重要なものと認識できます。都市との境界線と言える和光市で、人の暮らしに寄り添い、採れたて新鮮でおいしい農産物を提供するだけでなく、美しい風景を提供している農業や農地を貴重な資源と捉え、この農のある暮らしを未来につなげていかなければなりません。

農業者だけではなく、市民、事業者、各機関が、都市農業の重要性を再認識し、わこ産・わこ消を理解し、和光の農業者や農業をみんなで支えて応援し、つないでいくことが大切です。

す。そのために何を重点施策とするか改めて見定め、市が積極的に農業情報の収集と発信を担うとともに、農業者と行政がともに知恵を出しあえる協議の場を構築します。

説明は以上となります。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、内容に関して皆様から何かございますか。

事務局。

○事務局長（高橋） 現在、和光市都市農業振興計画の中間見直しで、決裁が回るところです。

市長に報告させていただいて、後ほど議長にもご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。その後、ホームページへ公表という形で掲示をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○新坂議長 ありがとうございます。

他にご意見、ご質疑等がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

◎閉会

○新坂議長 では、無いようですので、本日の議事は以上とします。

本日も皆様のおかげで、滞りなく議事運営ができました。ご協力いただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年和光市農業委員会3月総会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 午前11時08分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員